

日医発第 841 号 (保 164)
平成 19 年 12 月 14 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤祥人

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

平成 19 年 11 月 30 日厚生労働省告示第 402 号をもって薬価基準の一部が改正され、告示の日から適用されました。

今回の改正は、薬事法の規定に基づき承認を得た新医薬品で、薬価基準に収載希望のあったエイズ薬 1 成分 1 品目を薬価基準の別表に第 23 部追補 (19) として緊急的に収載したものであります。

同時に、同日付保医発第 1130001 号厚生労働省保険局医療課長通知により、今回の新医薬品の薬価基準収載に伴う留意事項が、下記のとおり示されました。

また、同日付保発第 1130001 号厚生労働省保険局長通知により、今回薬価基準に収載された「プリジスタ錠 300mg」につきまして、平成 19 年 12 月 1 日より投薬期間に上限なく投薬可能となりました。投薬期間については、掲示事項等告示において、新医薬品であって、薬価基準への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して 1 年を経過しないものについては、14 日分を限度として投薬することになっておりますが、厚生労働大臣が指定するものにあつては、1 年ではなく厚生労働大臣が指定する期間とされており、本剤について厚生労働大臣が指定する期間が平成 19 年 11 月 30 日までと示されたものであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 2 月号に掲載を予定しております。

記

○ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

プリジスタ錠 300mg

本製剤の特殊性にかんがみ、本製剤を使用した患者に係る診療報酬明細書等の取扱いにおいては、当該患者の秘密の保護に十分配慮すること。

以上

(添付資料)

1. 官報（平 19. 11. 30 号外第 274 号抜粋）
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について
（平 19. 11. 30 保医発第 1130001 号厚生労働省保険局医療課長通知）
3. 厚生労働大臣が指定する新医薬品等について
（平 19. 11. 30 保発第 1130001 号厚生労働省保険局長通知）

(参 考)

1. 薬価基準収載希望品目一覧表（薬効分類別）新医薬品（平成 19 年 11 月承認分）

第 15 号
第 15 号
第 15 号
第 15 号



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

(告 示)

○使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部
を改正する件(厚生労働四〇二)

○

▷

○

○厚生労働省告示第四百二号

診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価薬価基準(平成十八年厚生労働省告示第九十五号)の一部を次のように改正する。

平成十九年十一月三十日

厚生労働大臣 舛添 要一

別表に第23部として次のように加える。

品名	第23部内	追補	薬規格	単位	薬価
ナリジス錠300mg		(19)		300mg 1錠	433.60

保医発第1130001号
平成19年11月30日

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部)長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正について

標記については、「使用薬剤の薬価(薬価基準)」(平成18年厚生労働省告示第95号。以下「薬価基準」という。)の一部が平成19年11月30日付厚生労働省告示第402号をもって改正され、告示の日から適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、関係者に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 薬事法(昭和35年法律第145号)の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への掲載希望があった医薬品(内用薬1品目)について、薬価基準の別表に掲載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に掲載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	8,536	4,192	2,771	37	15,536

2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

プリジスタ錠300mg

本薬剤の特殊性にかんがみ、本製剤を使用した患者に係る診療報酬明細書等の取扱いは、当該患者の秘密の保護に十分配慮すること。

(参 考)

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価 (円)
1	内用薬	プリジスタ錠300mg	300mg1錠	433.60

保発第1130001号
平成19年11月30日

地方社会保険事務局長 }
都道府県知事 } 殿

厚生労働省保険局長

厚生労働大臣が指定する新医薬品等について

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号）第10第2号イ（三）中、厚生労働大臣が指定する期間を別表のとおり定める。

なお、「厚生労働大臣が指定する新医薬品等について」（平成18年12月1日保発第1201001号）は、平成19年11月30日をもって廃止する。

別表

新 医 薬 品	期 間
・ アドベイト注射用250 アドベイト注射用500 アドベイト注射用1000	・ 使用薬剤の薬価（薬価基準）への 収載の日から平成18年12月31日まで
・ プリジスタ錠300mg	・ 使用薬剤の薬価（薬価基準）への 収載の日から平成19年11月30日まで

(参 考)

薬価基準収載希望品目一覧表（薬効分類別）

新医薬品（平成十九年十一月承認分）

(内用薬)

薬効分類	銘柄名 (会社名)	規格単位	成分名	用法・用量
1 内625	ブリジスタ錠300mg (ヤンセン ファーマ)	300mg1錠	ダルナビル エタノール付加物	通常、成人にはダルナビルとして1回600mgとリトナビル1回100mgをそれぞれ1日2回食事中又は食直後に併用投与する。投与に際しては、必ず他の抗HIV薬と併用すること。
	(効能・効果) HIV感染症			